

生鮮の機能性表示食品の 広告等に関するQ & A

(平成27年11月24日公表)



Q1 生鮮の機能性表示食品を、一般の野菜や果物が置かれている生鮮売り場で販売しても問題はないですか。

生鮮の機能性表示食品を、一般の野菜や果物が置かれている生鮮売り場で販売することが、直ちに、景品表示法上問題となることはありません。

しかし、例えば、当該生鮮売り場において機能性が表示された店頭ポップやのぼり旗を掲げることにより、他の野菜や果物も機能性表示食品であると消費者に誤認されるおそれがある場合、このような表示は、景品表示法又は健康増進法上問題となるおそれがあります。

Q2 箱詰めされた生鮮の機能性表示食品をばら売りしたり、袋詰めし直して販売しても問題とはなりませんか。

機能性表示食品は、食品表示法に基づく食品表示基準において、容器包装に入れて販売するものとされており、容器包装に入れずにばら売りすることは認められません。そのため、容器包装に入れずに、店頭ポップ等に機能性表示食品と表示して販売した場合には、食品表示基準に違反することになります。

また、機能性表示食品を販売する際は、表示見本として消費者庁に届出された容器包装を使用する必要があります。そのため、届出されていない袋などの容器包装に詰め直し、機能性表示食品として販売することは、食品表示基準に違反することになります。

Q3 生鮮の機能性表示食品と同じ機能性関与成分を含む他の生鮮食品について、その成分の機能性を広告しても問題とはなりませんか。

生鮮の機能性表示食品と同じ機能性関与成分を含む食品について、消費者に当該成分の機能性を表示することは、あたかも、当該食品が機能性表示食品であるかのように誤認されるおそれがあるため、このような表示は、景品表示法又は健康増進法上問題となるおそれがあります。

また、機能性表示食品ではない食品に、機能性表示食品と紛らわしい名称等を表示することは、食品表示基準にも違反することになります。

Q4 生鮮の機能性表示食品を販売する際、店頭ポップ等で、機能性関与成分やその他の成分の機能性を広告しても問題はないですか。

機能性表示食品として届け出た生鮮食品について、店頭ポップ等で機能性関与成分の機能性を表示することが、直ちに、景品表示法及び健康増進法上問題となるものではありません。

しかし、実際のものよりも著しく優良であると誤認される表示をしたり、健康保持増進効果等について、著しく事実に相違する表示をするときは、景品表示法又は健康増進法上問題となるおそれがあります。

また、店頭ポップ等で機能性関与成分以外の成分の機能性を表示することは、あたかも、当該成分が機能性関与成分であるかのように消費者に誤認されるおそれがあるため、このような表示は、景品表示法又は健康増進法上問題となるおそれがあります。

【問合せ先】消費者庁表示対策課食品表示対策室

〒100-6178 東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー

電話 03-3507-8800 (代表)